

## 都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法(海面のみ)

☆ 釣り等の遊漁では、この一覧表で示された漁具・漁法以外の方法を使用することはできません。ただし一覧表に示された方法であっても空欄の場合は使用できません。

例えば、「やす」、「徒手採捕」は一覧表にあり空欄ではない場合は使用できますが、「潜水器(簡易潜水器を含む)」や「水中銃」は一覧表にはないので使えません。

そのため、「潜水器(簡易潜水器)」を使い「やす」や「徒手採捕」で水産動植物を採捕することはできません。

☆ また、この一覧表で使用可能となっている漁具・漁法であっても、使用できる海域、漁具の大きさや個数等が制限されている場合があります。特に、まき餌釣りや灯火の利用等については注意が必要です。

**必ず、各都道府県の水産担当部局に詳細を確認するようにしてください。**

「遊漁の部屋」のトップページに各都道府県の遊漁に係るお問い合わせ窓口を掲載しています。また、各都道府県のホームページの遊漁に関するページにジャンプすることもできます。

○使用可能 ●集魚灯、火光、照明器具の使用禁止 △船舶の使用禁止 ※まき餌釣禁止 ▲船舶を使用してのまき餌釣禁止

平成29年7月31日 現在

都道府県	手釣り・竿釣	ひき縄釣 (トローリング)	たも網	さで網	投網	やす (もり類を除く) 注1	は具	徒手採捕
北海道	○		○ 注2					○
青森県 注3	○		○	○	○	○ 注4	○	○
岩手県	○		○	○	△		○ 注5	○
宮城県	○		○	○	○	○	○	○
秋田県	○注 36		○	○	△	○ 注4	○	○
山形県	○		○	○		△		○
福島県	○		○	○	△	○	○	○
茨城県(海面)	●※		●	●	● △	●	● 注6	●
茨城県 (霞ヶ浦北浦)	●※		●△	●△	●△	●△	●△	●
千葉県	●		●	●	● △			● 注7
東京都	●※	● 注8	●	●	● △	○	● 注 28	●
神奈川県	○		○	○	○	○ 注4 注9	○ 注 10	○

新潟県	○		○	○	△	○	○	○
富山県	○		○	○	△	○		○
石川県	○		○	○	△	○注4	○	○
福井県	○※		○	○	△	○	○	●
静岡県 注11	○注12	○注8	●注35	●注35	△	●注4注13 注35	○注14	○
愛知県 注15	○		●		○	○注4	○	○
三重県	○		○	○	△	●	●注29	○
滋賀県 注16	○	○注17	○	○	△	○注4注18		○注19
京都府	○		○	○	△	○注4	○	○
大阪府	○		○	○	○	○	○	○
兵庫県	○▲		●△ 注20	●△ 注20	●△			○
和歌山県	○	○注8注30	○	○	△		○	○
鳥取県	○		○	○	○	○注4	○	○
島根県	○▲注21		○	○	△	○注4	○	○
岡山県 注22	●▲		△		△	○注4	○	○注31
広島県	●▲		●△	●△	●△	●注4	●	●
山口県	○		○	○	△	○	○	○
徳島県	○		●	●	○	●	●	○
香川県	●▲注23		●	●	●△	●△注4	●△	●
愛媛県	○▲		●	●	△	●注4	○	○
高知県	○		●	●	○	●	○	○
福岡県 注32	○注25		●	●	△	●注4	○	○
佐賀県 注24	○注33		○	○	△	●注4	○	●
長崎県	○	○注8	○		○	○	○	○
熊本県	●		●	●	●△	●注4	●	●

大分県 注 26	○		○ 注 34	○ 注 34	△	○ 注4 注 27	○	○
宮崎県	○		○	○	△	● △ 注4	△	○
鹿児島県	○		○	○	△	○	○	○
沖縄県	●	○	○	○	△	○ 注4	○	○

注1 「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手を持って目的物を突き刺すものをいいます。投射して目的物を突き刺す「もり類」は含まれません。

注2 網口及び網の長さの最長部が 40cm 未満のものに限る。

注3 このほか、四つ手網が使用できる。

注4 発射装置を有するもの、ゴム又はばね等により発射するものは禁止。

注5 柄の長さ 50cm 以内のくまでに限る。

注6 幅 20cm 未満、爪の長さ 5cm 未満、柄の長さ 50cm 未満のもので網をつけないものに限る。

注7 貝類徒手掘(まんが及び貝まきを使用するものを除く)及び藻類。

注8 海区漁業調整委員会の承認を受けた場合に限り使用可能。

注9 夜間禁止、水中眼鏡の使用禁止。

注10 いそがねは夜間禁止。水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が 15cm 以下のものに限る。

注11 潜水器漁業の許可を受けて行う場合を除き、潜水器(簡易潜水器)を使用する漁法は禁止。

注12 から釣は禁止。

注13 水中眼鏡の使用禁止。

注14 「は具」は火光又は水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が 15cm 以下のものに限る。

注15 このほか、四つ手網(3m平方未満の網に限る)、動力を利用しない瀬干し漁法が使用できる。

注16 このほか、竹筒、もんどり、たつべ、うえ(以上、河川等に限る)、押網(5月1日～7月31日までは夜間の使用禁止)、搔網、(貝搔網を除く)、採藻具、置針が使用できる。

注17 琵琶湖及び内湖等に限る。海区漁業調整委員会の承認が必要。

注18 5月1日～7月31日は夜間の使用禁止。

注19 イケチョウガイの採捕を除く。

注20 漁船登録された動力漁船を除く。

注21 規則で定められた海域に限り、船舶(ゴムボート、手こぎボートを含む)を利用してのまき餌釣りは禁止。

注22 このほか、せん(口径 15cm、長さ 90cm 未満のものに限る)が使用できる。

注23 船舶を使用するマダコ釣りは禁止。

注24 有明海においては集魚灯の利用は禁止。

注25 集魚灯を利用する場合は電球 10kW 以下。

注26 干潟では火光を利用する漁法は禁止。

注27 瀬戸内海では火光の利用禁止。

注28 貝まきを除く。

注29 じょれんを除く。

注30 西牟婁郡白浜町市江埼灯台中心点から南西の線以北の和歌山県地先海面においてするものを除く。

注31 歩行徒手採捕のみ可能(素潜りなどでの採捕は禁止)。

注32 有明海においては集魚灯の利用は禁止。筑前海の干潟及び豊前海の干潟においては照明の利用は禁止。

注33 松浦海区漁業調整委員会指示により禁止区域あり。

注34 さより又はしらうおの採捕に使用する場合は禁止。

注 35 火光を使用する場合は、海区漁業調整委員会の承認が必要。

注 36 秋田海区漁業調整委員会指示による禁止区域・時期あり。